

四半期報告書

(第144期第3四半期)

自 平成23年10月1日

至 平成23年12月31日

オリンパス株式会社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 提出会社の状況	9
1 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	13
1 四半期連結財務諸表	14
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	16
四半期連結損益計算書	16
四半期連結包括利益計算書	17
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24
[四半期レビュー報告書]	26

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第144期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 高山 修一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 新本 政秀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 大西 伸幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第3四半期連結 累計期間	第144期 第3四半期連結 累計期間	第143期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高（百万円）	624,013	624,652	847,105
経常利益（百万円）	26,881	15,006	23,215
四半期（当期）純利益又は四半期 純損失（△）（百万円）	5,844	△33,085	3,866
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	△35,249	△67,242	△26,131
純資産額（百万円）	109,477	43,772	115,579
総資産額（百万円）	1,004,939	929,574	1,019,160
1株当たり四半期（当期）純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額（△）（円）	21.68	△123.96	14.39
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	10.1	4.4	11.0

回次	第143期 第3四半期連結 会計期間	第144期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 （△）（円）	7.59	△2.83

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでいません。
3. 第143期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しています。
4. 第143期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び第143期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
- 第144期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりです。

なお、文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

(1)過去の損失計上先送りに係るリスク

当社が1990年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っており、Gyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻しの資金並びに国内三社（株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社および株式会社ヒューマラボ）の買収資金が、複数のファンドを通す等の方法により、損失計上先送りによる投資有価証券等の含み損を解消するためなどに利用されていたことについて、現在、証券取引等監視委員会等による調査を受けているほか、今後、他の調査機関等による調査を受ける可能性もあり、それらの調査結果によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

なお、財務面につきましては、今後も取引金融機関より融資継続のご支援をいただけるものと考えています。取引金融機関からの融資のうち、表明保証条項又はコベナンツ条項に抵触するものがある場合につきましては、関係者との協議を行いながら進める予定としています。

(2)内部管理体制等に係るリスク

当社は、当社株式が平成24年1月21日に東京証券取引所により特設注意市場銘柄に指定されたことを受け、内部管理体制等の改善整備に努めていきますが、当該指定から3年を経過した場合で、かつ、当社の内部管理体制等に引き続き問題があると東京証券取引所が認めた場合、又は、東京証券取引所が内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認めた場合、当社株式は上場廃止となる可能性があります、ひいては当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

(3)その他、包括的なリスク

当社は、国内外の子会社や関連会社等を通じて、規制業種である医療事業を含む各種事業を世界各地で展開しており、これらの規制対象事業については、随時国内外当局の各種調査の対象となったり、法令遵守の観点から当局との協議・報告（例えば、独占禁止法や薬事法の遵守状況に関する検査への対応、あるいは米司法省へのFCPA遵守に関する自発開示）を行うことがあり、これらの調査や協議の結果によっては、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。また、自然災害、疾病、戦争、テロ等が発生した場合、予想を超える金利の上昇、為替レートの変動が発生した場合にも、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。更に当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求める、あるいは訴訟を起こすおそれがあります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

（1）業績の状況

当社は、平成23年11月8日付適時開示でお知らせした過去の損失計上先送りに関連し、過去の決算を訂正しております。有価証券報告書等については平成23年12月14日付で訂正報告書を提出しており、過去の過去の決算短信の訂正については平成23年12月28日付で訂正適時開示をしております。以下の記載における前年同期との比較はすべて訂正後の四半期連結財務諸表等に基づくものです。

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、中国を始めとしたアジア地域が内需の拡大により堅調に推移しているものの、成長のテンポはやや緩やかになりました。また、米国での失業率の高止まりや欧州の一部における財政問題の深刻化により、先行きの不透明な状態が続きました。わが国経済は、東日本大震災からの復興の取り組みが進んでいるものの、電力供給の制約や円高の影響もあり、依然として厳しい状況となりました。

このような経営環境のもと、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は、映像事業や情報通信事業が増収となったものの、震災の影響で医療事業が減収となったほか、円高の影響やインクジェットプリンター事業の譲渡により全体としてはほぼ横ばいの6,246億52百万円（前年同期比0.1%増）となりました。営業利益は、映像事業の営業損失が縮小したものの、医療事業やその他事業が減益となったことにより259億59百万円（前年同期比19.0%減）となりました。経常利益は、営業外費用の増加および営業利益の減益により150億6百万円（前年同期比44.2%減）となりました。また、特別損失を188億60百万円計上したほか、法人税等が293億58百万円発生したこと等により、四半期純損失は330億85百万円（前年同期は58億44百万円の四半期純利益）となりました。

為替相場は前年同期に比べ、対米ドル、対ユーロともに円高で推移し、特に対米ドルでは史上最高値の水準となりました。期中の平均為替レートは、1米ドル=79.01円（前年同期は86.85円）、1ユーロ=110.64円（前年同期は113.31円）となり、売上高では前年同期比201億36百万円の減収要因、営業利益では前年同期比43億30百万円の減収要因となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。なお、各セグメントの営業損益は、各報告セグメントのセグメント損益と一致しています。

医療事業

医療事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は2,525億10百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益は472億36百万円（前年同期比12.2%減）となりました。

外科・処置具の分野において、内視鏡を用いた栄養摂取法である経皮内視鏡的胃ろう造設術（PEG）用の造設キット「イディアルPEGキット」等の販売が好調だったほか、観察性能の向上により安全・安心・高効率な内視鏡外科手術をサポートする内視鏡統合ビデオシステム「VISERA ELITE（ビセラ・エリート）」が国内で売上を伸ばしました。主力の消化器内視鏡分野において東日本大震災の影響で一時的に部品の調達が困難となり、一部製品の生産調整を行ったことにより、医療事業全体の売上は4月からの累計期間では減収となりましたが、製品供給が回復した10-12月期は堅調な売上となりました。

医療事業の営業利益は、減収による粗利益の減少により減益となりました。

ライフ・産業事業

ライフ・産業事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は659億35百万円（前年同期比6.9%減）、営業利益は35億10百万円（前年同期比20.9%減）となりました。

ライフサイエンス分野では、主に国内でシステム生物顕微鏡「BX3」シリーズ等の研究用途製品が販売を伸ばしましたが、欧米における市況の悪化や為替の影響により、減収となりました。

産業分野では、社会インフラ等の業界で非破壊検査装置の売上が大きく伸びたほか、スマートフォンの急速な普及を背景とした電子部品や半導体関連市場の活況により工業用顕微鏡や光学測定装置等の製品が好調に推移し、増収となりました。

なお、平成23年3月にインクジェットプリンター事業を譲渡したことによる減収の影響もあり、ライフ・産業事業全体の売上は減収となりました。

ライフ・産業事業の営業利益は、産業分野が増益となったものの、インクジェットプリンター事業の譲渡やライフサイエンス分野の影響により、減益となりました。

映像事業

映像事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は1,048億3百万円（前年同期比1.8%増）、営業損失は38億2百万円（前年同期は77億32百万円の営業損失）となりました。

「マイクロフォーサーズシステム規格」に準拠したレンズ交換式デジタル一眼カメラ「OLYMPUS PEN（オリンパスペン）」シリーズの新製品「E-P3」、「E-PL3」および「E-PM1」の販売が好調だったほか、コンパクトカメラにおいて最高水準の画質を実現した「XZ-1」を始めとした高付加価値モデルが欧州やアジアで売上を伸ばしたことにより、映像事業の売上は増収となりました。

映像事業の営業損益は、増収に加え、売上原価率の改善により損失幅が縮小しました。

情報通信事業

情報通信事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は1,640億円（前年同期比7.8%増）、営業利益は35億84百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

情報通信事業の売上高については、携帯電話端末の販売網の拡大に加え、スマートフォンの販売が好調に推移したことにより、増収となりました。

情報通信事業の営業利益は、増収により増益となりました。

その他事業

その他事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は374億4百万円（前年同期比3.4%増）、営業損失は52億37百万円（前年同期は21億20百万円の営業損失）となりました。

その他事業の売上高については、再生医療関連の事業を買収したことに伴う売上の拡大により増収となりましたが、営業損益は当該事業が未だ研究開発段階にあることから、損失幅が拡大しました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりです。

第三者委員会の調査により、当社は、過去の有価証券投資等で生じた損失につき長年にわたって計上を先送りし、誤った財務諸表を公表してきた事実が明らかになりました。また、その原因となった当社のコーポレート・ガバナンスの欠陥についても第三者委員会から厳しいご指摘を受けました。当社は、報告書にあるご報告・ご提言の内容を真摯に受け止め、一日も早い信頼回復に向けた抜本的な改革に取り組んでまいります。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみならずの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①長年培われた技術資産や人的資産を維持し、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること、②顧客とのネットワークと当社の有するブランド力を維持・強化していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社の株式の大量買付を行う者が、これら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現のための取組み

①基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は価値創造力の一層の向上を図り、あわせて将来を見据えた新規事業について注力していくことで、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っています。

具体的な取組みとしては、映像事業では、コンパクトカメラにおいて「防水・防塵機能」といった高付加価値製品に注力するほか、デジタル専用設計の優位性を生かしたマイクロフォーサーズ規格による大幅な小型化、軽量化が実現できるレンズ交換式デジタル一眼カメラによりユーザーに新しい提案をすることで、継続的に収益を確保できる体質を構築します。医療事業では、「安全・安心・高効率」の医療手段を提供し、患者さんのQOL（生活の質）向上と医療費削減を通して社会に貢献するとともに外科分野の強化を図り利益を着実に伸ばします。また、グローバルな開発・製造体制を構築することで製造コスト構造の最適化や為替変化への対応を図っていきます。加えて、最適な事業ポートフォリオの構築と、これに基づく適切な資源配分を実施していくほか、医療・健康領域、映像・情報領域での関連事業の育成を行っていきます。

さらに、当社は、平成13年以降、取締役人数を半減して任期を1年とするなど経営構造改革を推進し、さらに、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、独立性のある社外取締役を3名選任するなどして、業務執行に対する監督を強化するべく努めてまいりました。今後も、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図っていきます。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(i) 当社は、当社株式等の20%以上の買収を目指す大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）に利用するため、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、平成21年6月26日開催の第141期定時株主総会において、ご承認をいただきました。

(ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社の株券等の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、株主のみなさまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保することを目的としています。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただきます。また、買付者等は、当社が交付する書式に従い、株主のみなさまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議、株主に対する情報開示等を行います。その上で、特別委員会は、買付等について、下記（ア）の発動事由が存すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、下記（ア）の発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

（ア） 新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係または当社の企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(イ) その他

本プランに従い株主のみなさまに対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、普通株式1株を取得することができ、また、買付者を含む所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、平成21年6月26日開催の第141期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、仮に、株主のみなさまが新株予約権行使および行使価額相当の金銭の払込を行わないと、保有株式が希釈化される場合があります

（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、非適格者以外の株主のみなさまには保有株式の希釈化は原則として生じません。）。

(3) 上記(2)の取組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、②一定の場合には本プランの発動の是非について株主のみなさまの意思を確認する仕組みが設けられていること、③本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、④独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、⑥本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、431億40百万円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	271,283,608	271,283,608	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	271,283,608	271,283,608	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	271,283,608	—	48,332	—	23,027

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,372,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 266,553,200	2,665,532	—
単元未満株式	普通株式 358,208	—	—
発行済株式総数	271,283,608	—	—
総株主の議決権	—	2,665,532	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株 (議決権10個) 含まれています。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) オリンパス(株)	東京都渋谷区幡ヶ谷 2丁目43番2号	4,372,200	—	4,372,200	1.61
計	—	4,372,200	—	4,372,200	1.61

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は、4,420,400株です。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期累計期間における役員の変動は以下の通りです。

(1) 辞任役員

役名	職名	氏名	辞任年月日
取締役	—	菊川 剛	平成23年11月24日
取締役	—	森 久志	平成23年11月24日
常勤監査役	—	山田 秀雄	平成23年11月24日
取締役	—	マイケル・ウッドフォード	平成23年12月1日
取締役常務執行役員	コーポレートセンター長、情報通信事業グループプレジデント兼新事業関連会社統括本部およびオリンパスビジネスクリエイツ(株)担当	中塚 誠	平成23年12月7日

(2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 社長執行役員	映像事業グループ プレジデント 兼オプト・ビジ ネスプロジェクト 担当	取締役 専務執行役員	映像事業グループ プレジデント 兼オプト・ビジ ネスプロジェクト 担当	高山 修一	平成23年10月26日
代表取締役 社長執行役員	映像事業グループ プレジデント 兼オプト・ビジ ネスプロジェクト 担当兼グループ 経営統括室長 兼グループコン プライアンス室 長	代表取締役 社長執行役員	映像事業グループ プレジデント 兼オプト・ビジ ネスプロジェクト 担当	高山 修一	平成23年11月8日
取締役 専務執行役員	アジア・オセア ニア統括グルー プレジデント 兼グループコン プライアンス室 OCAPコンプライ アンス担当	取締役 専務執行役員	アジア・オセア ニア統括グルー プレジデント	鈴木 正孝	平成23年11月1日
取締役 専務執行役員	コーポレートセ ンター長、情報 通信事業グルー プレジデント 兼新事業関連会 社統括本部およ びオリンパスビ ジネスクリエイ ツ(株)担当兼アジ ア・オセアニア 統括グループプ レジデント兼グ ループコンプラ イアンス室OCAP コンプライアン ス担当	取締役 専務執行役員	アジア・オセア ニア統括グルー プレジデント 兼グループコン プライアンス室 OCAPコンプライ アンス担当	鈴木 正孝	平成23年12月7日
取締役執行役員	コーポレートセ ンター副センタ ー長兼グループ コンプライアン ス本部長	取締役執行役員	コーポレートセ ンター副センタ ー長兼経営企画 本部長	川又 洋伸	平成23年10月1日
代表取締役会長 兼社長執行役員	—	代表取締役会長	—	菊川 剛	平成23年10月14日
取締役	—	代表取締役会長 兼社長執行役員	—	菊川 剛	平成23年10月26日

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 副社長執行役員	グループ経営統 括室長兼グルー プ監査本部長	取締役 副社長執行役員	グループ経営統 括室長	森 久志	平成23年7月1日
取締役 副社長執行役員	グループ経営統 括室長兼グルー プコンプライア ンス室長	取締役 副社長執行役員	グループ経営統 括室長兼グルー プ監査本部長	森 久志	平成23年10月1日
取締役	—	取締役 副社長執行役員	グループ経営統 括室長兼グルー プコンプライア ンス室長	森 久志	平成23年11月8日
取締役	—	代表取締役 社長執行役員	—	マイケル・ウ ッドフォード	平成23年10月14日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	213,561	201,498
受取手形及び売掛金	141,176	※2 131,586
商品及び製品	55,247	56,374
仕掛品	19,959	23,385
原材料及び貯蔵品	17,723	24,191
その他	88,516	73,929
貸倒引当金	△2,648	△3,370
流動資産合計	533,534	507,593
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	64,077	54,469
機械装置及び運搬具（純額）	12,741	10,009
工具、器具及び備品（純額）	37,739	35,270
土地	19,430	16,034
リース資産（純額）	5,000	4,944
建設仮勘定	2,354	1,793
有形固定資産合計	141,341	122,519
無形固定資産		
のれん	133,050	122,453
その他	72,929	67,069
無形固定資産合計	205,979	189,522
投資その他の資産		
投資有価証券	59,342	48,080
その他	※1 87,113	※1 69,331
貸倒引当金	※1 △8,149	※1 △7,471
投資その他の資産合計	138,306	109,940
固定資産合計	485,626	421,981
資産合計	1,019,160	929,574

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	68,715	※2 64,660
短期借入金	127,295	76,821
1年内償還予定の社債	240	20,040
未払法人税等	16,274	15,011
製品保証引当金	8,360	7,043
その他の引当金	812	919
その他	111,076	107,214
流動負債合計	332,772	291,708
固定負債		
社債	110,120	90,080
長期借入金	411,132	449,892
退職給付引当金	18,798	18,264
その他の引当金	156	133
その他	30,603	35,725
固定負債合計	570,809	594,094
負債合計	903,581	885,802
純資産の部		
株主資本		
資本金	48,332	48,332
資本剰余金	54,788	54,788
利益剰余金	113,532	76,091
自己株式	△11,097	△11,248
株主資本合計	205,555	167,963
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,524	△1,108
繰延ヘッジ損益	△758	△119
為替換算調整勘定	△95,201	△122,883
在外子会社年金債務調整額	△3,643	△3,269
その他の包括利益累計額合計	△93,078	△127,379
少数株主持分	3,102	3,188
純資産合計	115,579	43,772
負債純資産合計	1,019,160	929,574

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	624,013	624,652
売上原価	334,759	341,131
売上総利益	289,254	283,521
販売費及び一般管理費	257,215	257,562
営業利益	32,039	25,959
営業外収益		
受取利息	693	681
受取配当金	734	771
為替差益	3,479	1,348
その他	2,716	1,905
営業外収益合計	7,622	4,705
営業外費用		
支払利息	9,294	10,304
その他	3,486	5,354
営業外費用合計	12,780	15,658
経常利益	26,881	15,006
特別利益		
関係会社株式売却益	64	—
投資有価証券売却益	806	308
特別利益合計	870	308
特別損失		
減損損失	189	14,050
投資有価証券売却損	2,838	13
関係会社株式売却損	69	—
投資有価証券評価損	138	1,649
のれん償却額	—	※1 1,166
段階取得に係る差損	310	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	311	—
ファンド関連損失	※2 245	—
貸倒引当金繰入額	※3 2,448	—
過年度決算訂正関連費用	—	※4 1,982
特別損失合計	6,548	18,860
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	21,203	△3,546
法人税等	14,948	29,358
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	6,254	△32,904
少数株主利益	411	181
四半期純利益又は四半期純損失(△)	5,844	△33,085

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失 (△)	6,254	△32,904
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,179	△7,632
繰延ヘッジ損益	612	639
為替換算調整勘定	△39,723	△27,716
在外子会社年金債務調整額	—	374
持分変動差額	△206	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△8	△3
その他の包括利益合計	△41,504	△34,338
四半期包括利益	△35,249	△67,242
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△35,780	△67,385
少数株主に係る四半期包括利益	531	143

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、主として当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。 (今後の状況) 平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、これらの調査により四半期報告書提出日の翌日以後新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する場合があります。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社米国預託証券の保有者などが訴訟を提起しており、様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求める、あるいは訴訟を起こすおそれがあります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																																					
<p>※1 貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額であります。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。</p>	<p>※1 同左</p>																																					
<p>3 偶発債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">保証債務</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(相手先)</th> <th style="text-align: center;">(内容)</th> <th style="text-align: center;">(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業員</td> <td style="text-align: center;">住宅資金借入金等</td> <td style="text-align: right;">176百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">銀行借入金等</td> <td style="text-align: right;">157百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">333百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証債務			(相手先)	(内容)	(金額)	従業員	住宅資金借入金等	176百万円	その他	銀行借入金等	157百万円	計		333百万円	<p>※2 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当第3四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。当第3四半期連結会計期間末日の満期手形の金額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">460百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">662百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 偶発債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">保証債務</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(相手先)</th> <th style="text-align: center;">(内容)</th> <th style="text-align: center;">(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ノエル・カンパニー・リミテッド 従業員</td> <td style="text-align: center;">銀行借入金</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">住宅資金借入金等</td> <td style="text-align: right;">133百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">銀行借入金等</td> <td style="text-align: right;">210百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">2,343百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取手形	460百万円	支払手形	662百万円	保証債務			(相手先)	(内容)	(金額)	ノエル・カンパニー・リミテッド 従業員	銀行借入金	2,000百万円	その他	住宅資金借入金等	133百万円	その他	銀行借入金等	210百万円	計		2,343百万円
保証債務																																						
(相手先)	(内容)	(金額)																																				
従業員	住宅資金借入金等	176百万円																																				
その他	銀行借入金等	157百万円																																				
計		333百万円																																				
受取手形	460百万円																																					
支払手形	662百万円																																					
保証債務																																						
(相手先)	(内容)	(金額)																																				
ノエル・カンパニー・リミテッド 従業員	銀行借入金	2,000百万円																																				
その他	住宅資金借入金等	133百万円																																				
その他	銀行借入金等	210百万円																																				
計		2,343百万円																																				
<p>4 受取手形割引高は753百万円です。 (うち輸出為替手形割引高753百万円)</p>	<p>4 受取手形割引高は257百万円です。 (うち輸出為替手形割引高257百万円)</p>																																					

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>※2 特別損失に計上された「ファンド関連損失」245百万円は、受け皿ファンドの資産運用に関する支払手数料等です。</p> <p>※3 「貸倒引当金繰入額」2,448百万円は、ファンド関連の支払手数料のうち投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金のうち回収不能と見込まれる金額です。</p>	<p>※1 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成23年1月12日 会計制度委員会報告第7号) 第32項の規定に基づき、連結子会社株式の減損処理に伴って、のれんを一括償却したものです。</p> <p>※4 平成23年11月に発覚した、当社における過去の不適切な会計処理に関連した調査費用等です。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりです。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
減価償却費	23,804百万円	減価償却費	24,831百万円
のれんの償却額	9,051百万円	のれんの償却額	9,524百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,049	15.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	4,050	15.00	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

(注) 配当金は、株主総会及び取締役会決議に基づく手続きによりすでに支出しておりますので、その他の利益剰余金は本配当金を控除して算定しております。

II 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,004	15.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金は、株主総会決議に基づく手続きによりすでに支出しておりますので、その他の利益剰余金は本配当金を控除して算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	医療	ライフ ・産業	映像	情報通信	その他	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	261,835	70,811	102,996	152,182	36,189	624,013	—	624,013
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	77	115	68	—	34	294	△294	—
計	261,912	70,926	103,064	152,182	36,223	624,307	△294	624,013
セグメント利益 又は損失(△)	53,791	4,435	△7,732	3,547	△2,120	51,921	△19,882	32,039

(注) 1. セグメント利益の調整額△19,882百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△19,882百万円が含まれています。全社費用は、主に親会社のコーポレートセンター(総務部門等管理部門)及び研究開発センターに係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	医療	ライフ ・産業	映像	情報通信	その他	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	252,510	65,935	104,803	164,000	37,404	624,652	—	624,652
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	112	131	64	—	92	399	△399	—
計	252,622	66,066	104,867	164,000	37,496	625,051	△399	624,652
セグメント利益 又は損失 (△)	47,236	3,510	△3,802	3,584	△5,237	45,291	△19,332	25,959

(注) 1. セグメント利益の調整額△19,332百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△19,332百万円が含まれています。全社費用は、主に親会社のコーポレートセンター（総務部門等管理部門）及び研究開発センターに係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	21円68銭	△123円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (百万円)	5,844	△33,085
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	5,844	△33,085
普通株式の期中平均株式数(株)	269,498,188	266,903,818
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	アイ・ティー・エックス㈱の新株予約権は、平成22年6月23日をもって権利行使期間満了により失効しています。	—————

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。また、当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 康晴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 哲也 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオリンパス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、平成23年11月8日の会社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、これらの調査により四半期報告書提出日の翌日以後新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する場合がある。更に、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社米国預託証券の保有者などが訴訟を提起しており、様々な株主及び株主グループが会社への損害賠償を求める、あるいは訴訟を起こすおそれがある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。